

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会（第4回）
議事次第

日時：平成19年11月7日(水) 8:00～8:45

場所：内閣総理大臣官邸 2階小ホール

○ 議 題

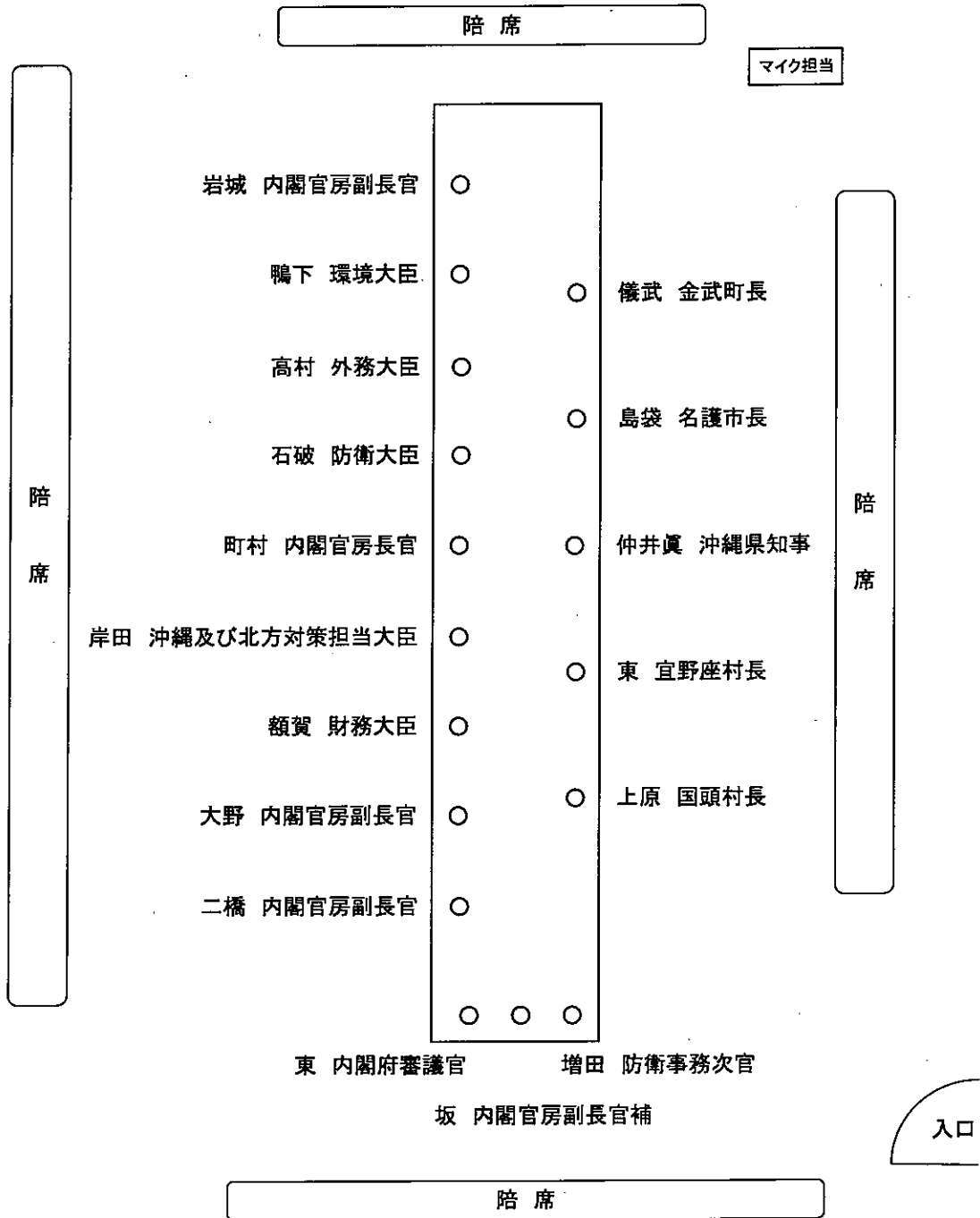
1. 設置要綱の改正について
2. 建設計画について
3. 普天間飛行場の危険性の除去について
4. その他

(配付資料)

- 資料1 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱
(改正案)
- 資料2 普天間飛行場の危険性の除去に向けた取り組み

第4回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会座席表

(官邸内 2階小ホール)



普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱(案)

平成18年 8月29日
平成19年 1月 9日改正
(平成19年11月 7日改正)

(目的)

- 1 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 代替施設の建設計画
 - (2) 安全・環境対策(使用協定を含む。)
 - (3) 普天間飛行場の危険性の除去
 - (4) 地域振興
 - (5) その他必要な事項

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、金武町長及び国頭村長とする。

(注)1 議題に応じて、内閣官房長官は、上記大臣の中から関係大臣の出席を求めるものとする。

2 また、議題に応じて、構成員以外の沖縄県北部地域の地方公共団体の長の中から出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、内閣官房長官が主宰する。

(幹事会)

- 5 協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び関係地方公共団体の協力を得て、内閣府及び防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。

(資料2)

普天間飛行場の危険性の除去に向けた取り組み

防衛省

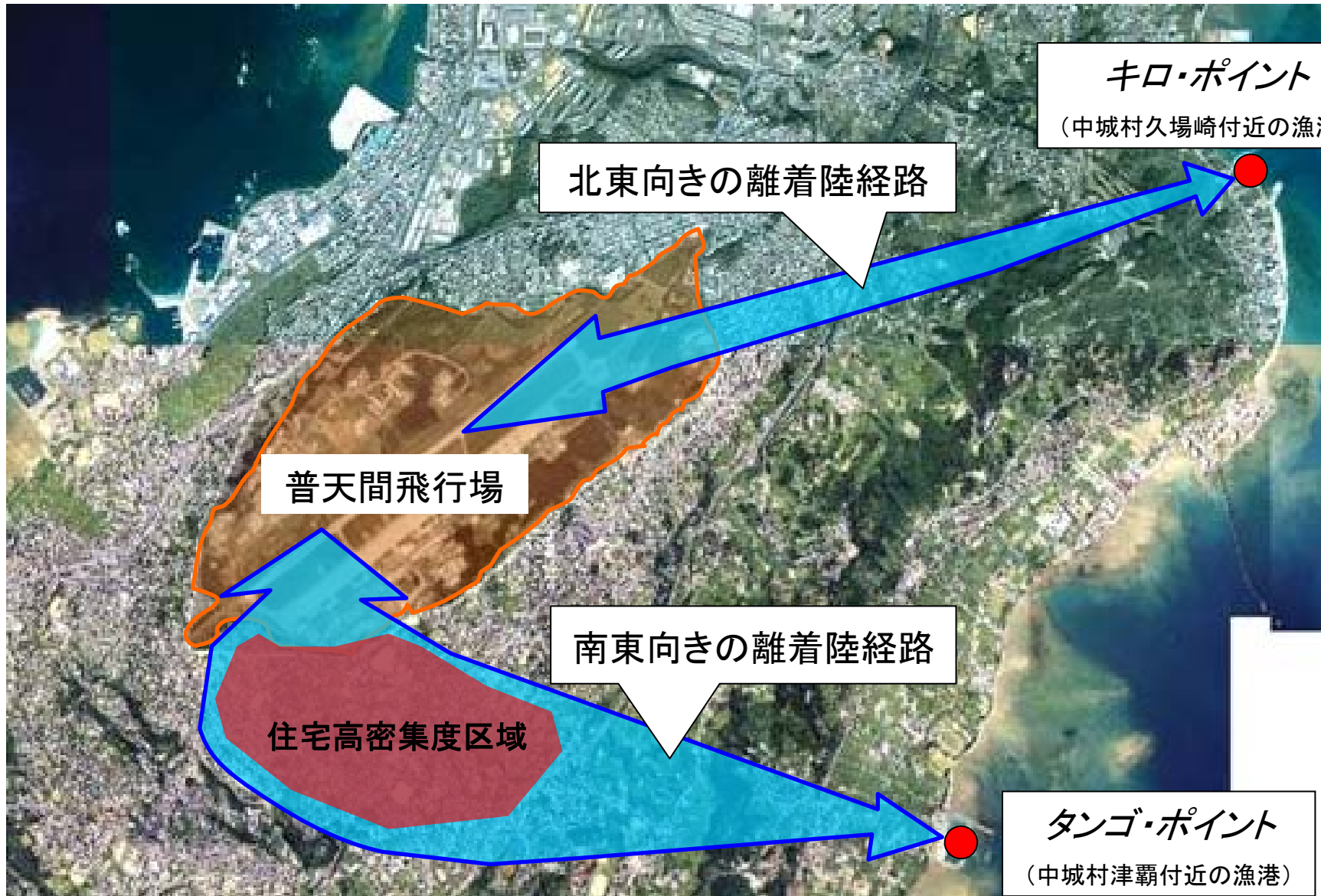
2007年11月

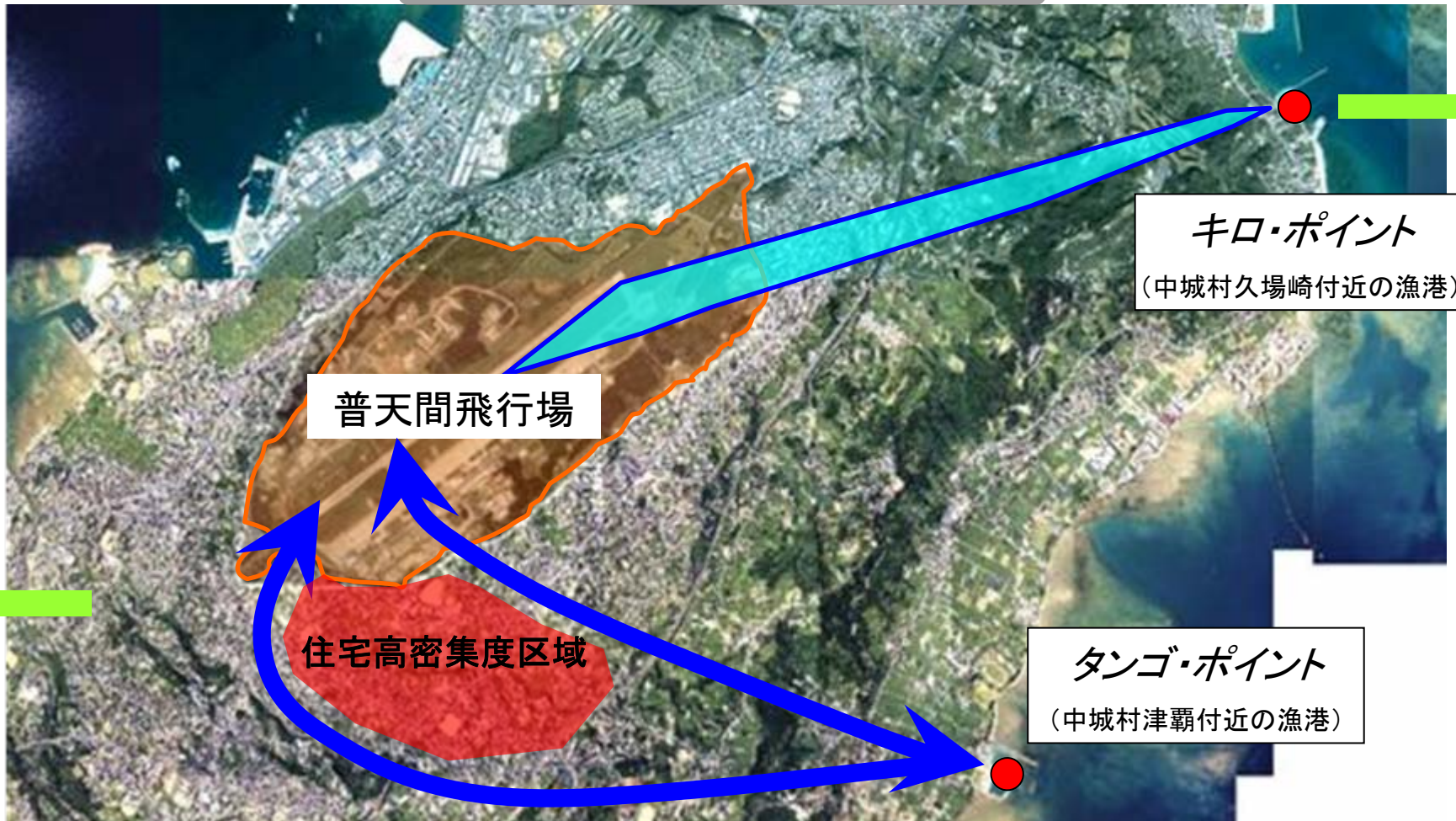
普天間飛行場周辺の状況

P-1



① 普天間飛行場離着陸経路(現状)





○ 南東側の住宅高密度区域の飛行の局限
(面から線へ)

○ 北東向き出発経路^{*}の優先使用
^{*} 市街地上空の通過が最短

住宅密集地上空飛行を極小化

② 場周経路(オート・ローテーションによる飛行場への帰還)

P-4

オートローテーションとは

空中でエンジンが停止しても安全に着陸できる特性

場周経路で訓練などの飛行時において、ヘリのエンジンが停止するという緊急の事態になってもオートローテーションによって民間市街地に墜落することなく、飛行場に機体を帰還させることができる。

① エンジントラブル等の発生

② オート・ローテーション操作手順の実行

③ 着陸

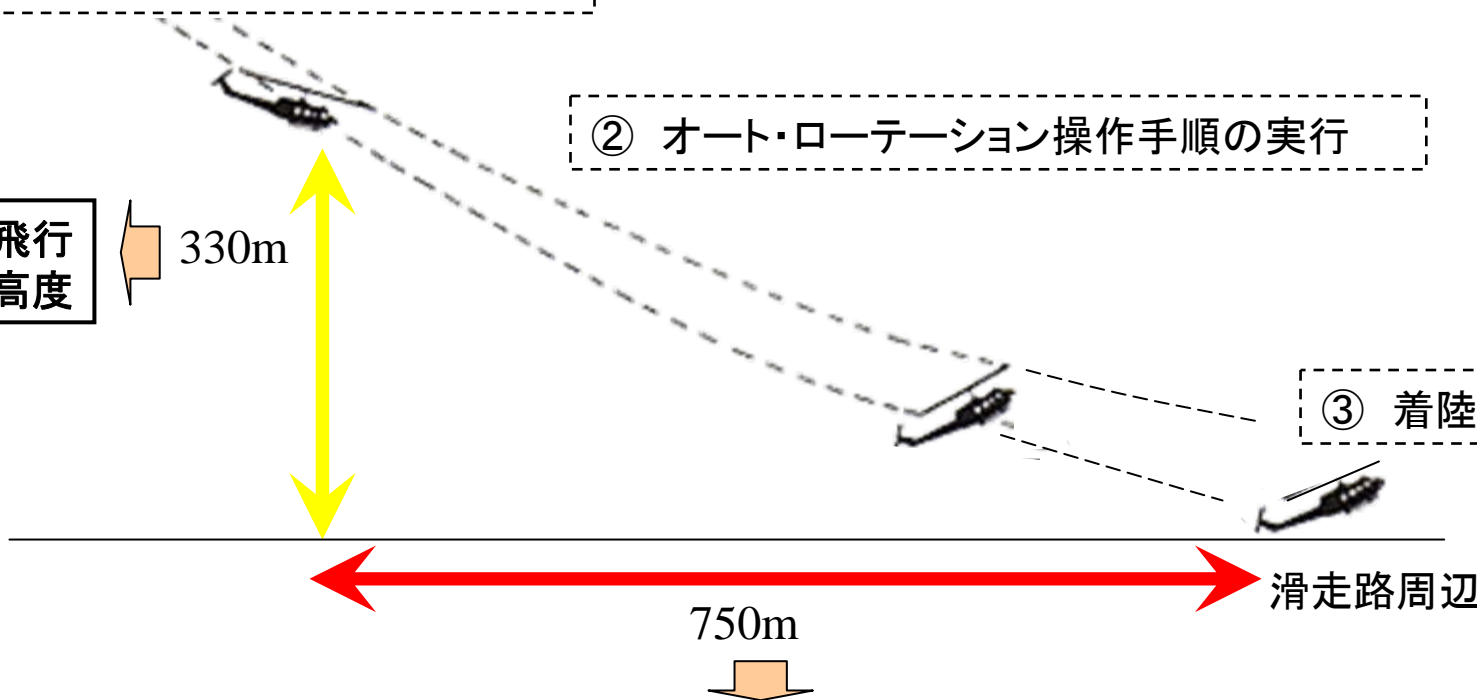
場周経路飛行時の設定高度

330m

750m

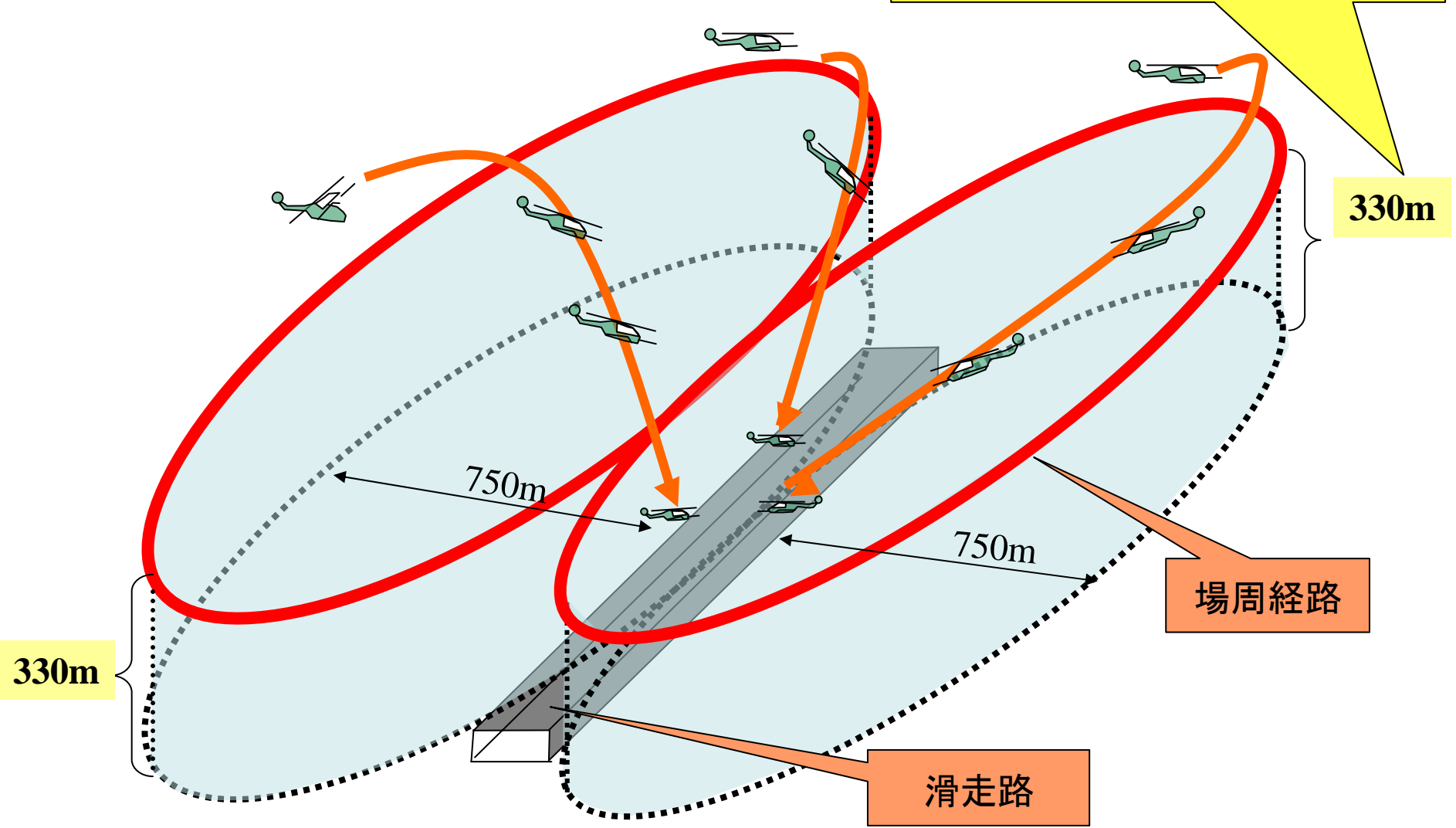
滑走路周辺

飛行高度330mの最小到達可能距離



オートローテーションにより、滑走路周辺に着陸

この高さであれば、エンジンが停止しても滑走路周辺に着陸可能



330m

330m

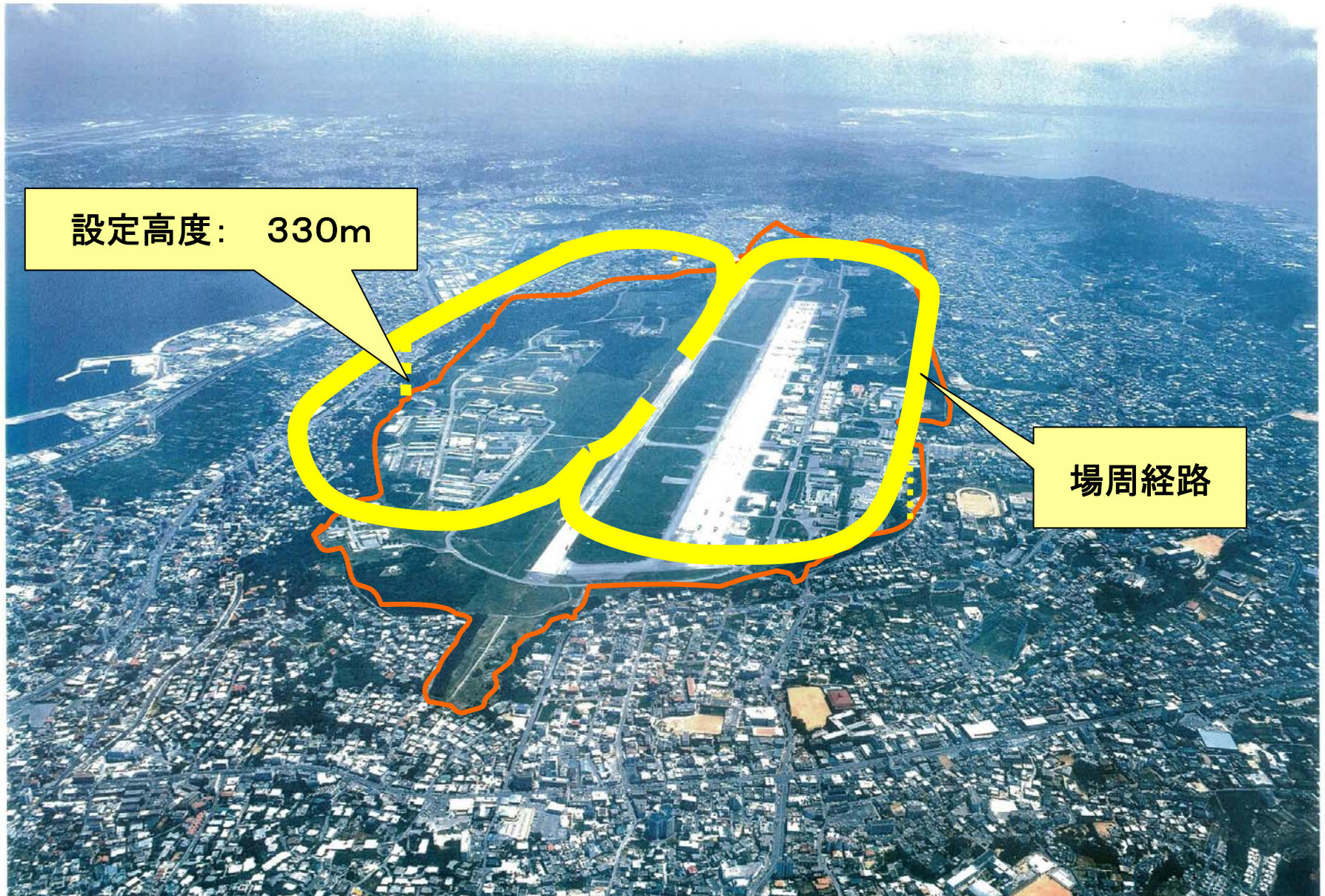
750m

750m

場周経路

滑走路

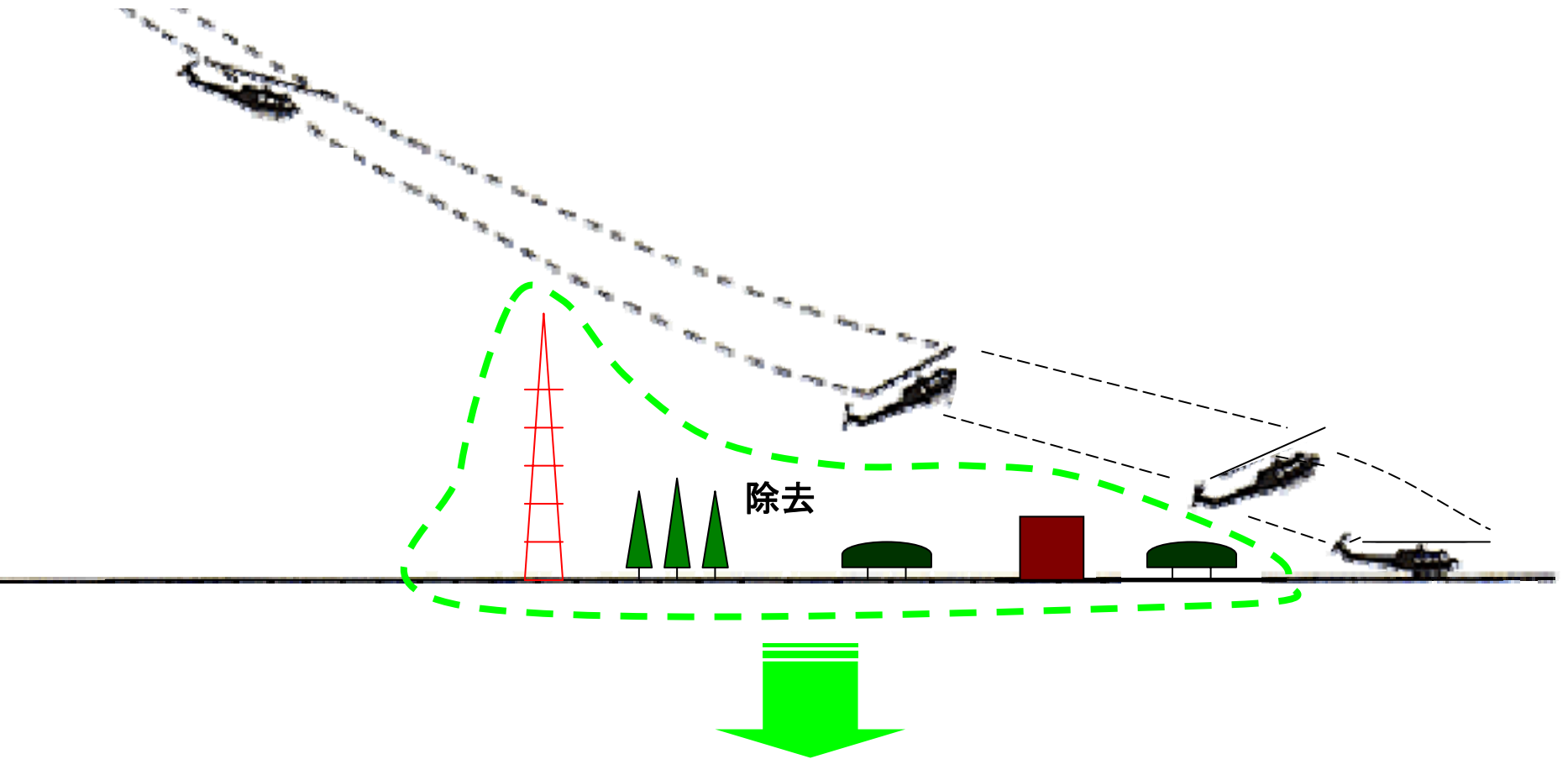
場周経路(現状)



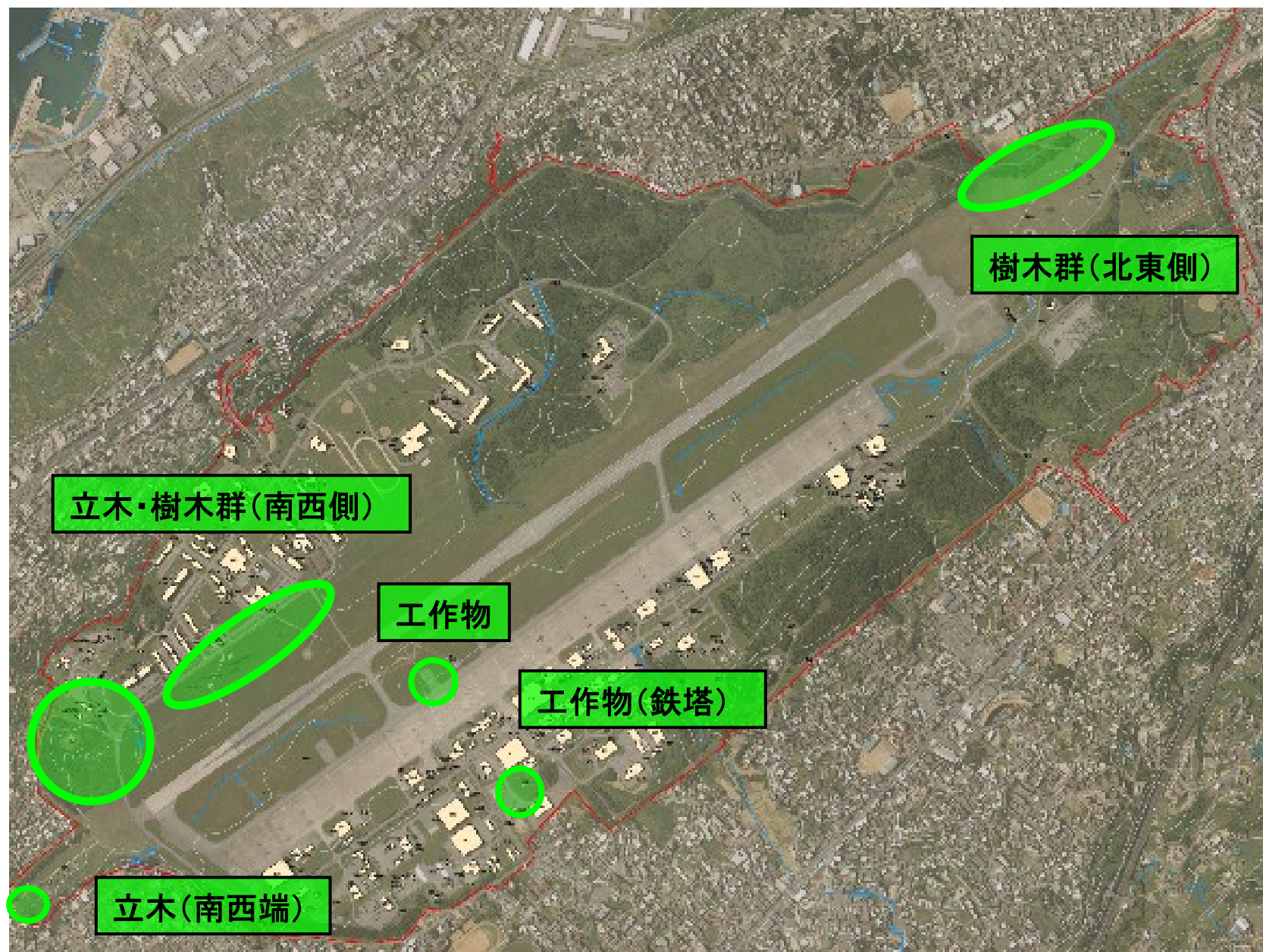
設定高度: 330m

場周経路

オートローテーションによる帰還を妨げている障害物が普天間飛行場には6カ所あるので、これらの障害物(工作物や樹木等)を除去(クリアーゾーンの拡充)



オートローテーションによる帰還を確実にするための措置



③ 飛行場施設の改善

現 状

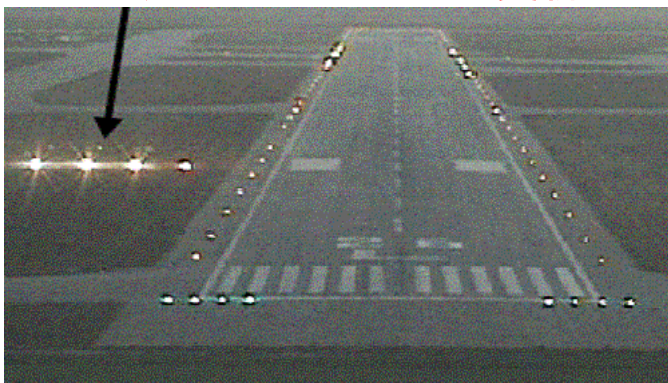
住宅密集地であるため、夜間においては、民間地域の光によって、滑走路が見えにくい状況

改善策

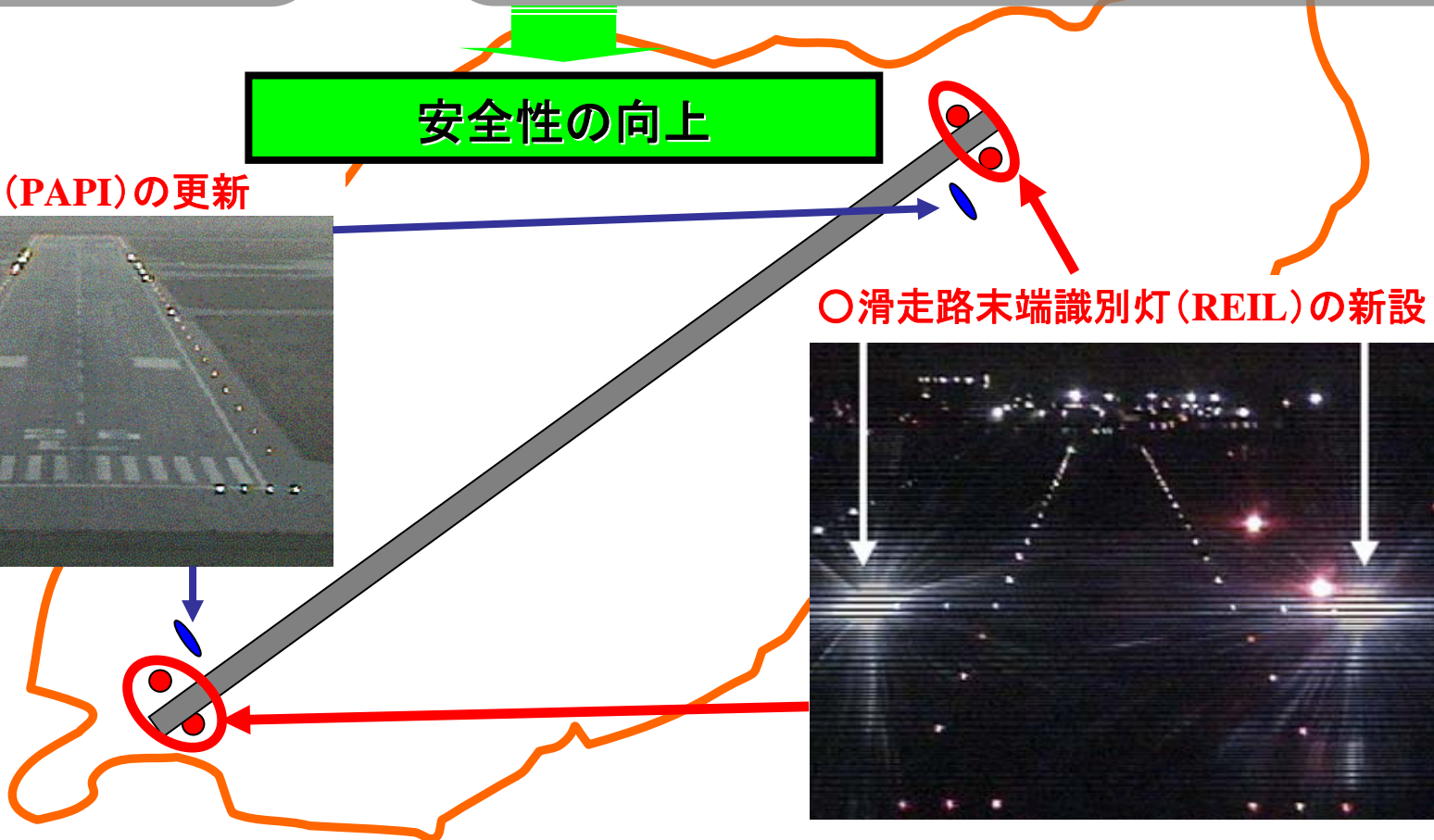
- 滑走路末端識別灯 (REIL) の新設により、滑走路の識別がより容易
- 進入角指示灯 (PAPI) の更新により、パイロットが進入角度をより適切に把握

安全性の向上

○ 進入角指示灯 (PAPI) の更新



○ 滑走路末端識別灯 (REIL) の新設



④ 航空管制システムの改善

P-10J

現状

- これまでは、目視による管制
- 管制空域内(約5マイル内)の航空機の飛行が高頻度



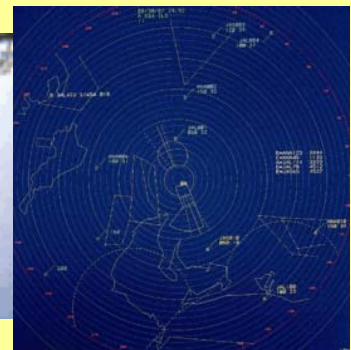
改善策

○ 自動管制機能の導入

航空機の飛行位置・速度・高度等の自動把握により、処理能力が向上

- ➡ 悪天候時にも飛行場への迅速な誘導が可能
- ➡ 住宅地上空での航空機の待機時間が短縮

(2006年7月 運用開始)



ニアミス等を防止し、安全性が向上